⑵　募集株式は、別表10―１「一般更生債権弁済計画表（一般債権）」記載の確定債権額5,000万円超の債権者に対し、第３章第３節２⑴③の定めるところに従って割当てる。その内訳は同表「割当株式数」欄記載のとおりである。
⑶　管財人は、第３章第１節２⑵②ハ及び第４章第２節２に定めるとおり新株式を代物弁済することに伴い、裁判所の許可を得て、募集株式を割当てる。
⑷　上記⑶による、払込によらない募集株式発行の効力の生ずる時期は、それぞれの新株式による代物弁済の効力発生日とする。

２　払込みによる募集株式の発行
会社は、次のとおり新たに払込を受けて募集株式を発行する。
①　募集株式の種類：普通株式
②　１株の払込金額：300万円
③　募集株式の数：50株
④　募集株式と引換えにする金銭の払込期日：更生計画認可決定の日から３か月を経過する日の属する月の末日
⑤　増加する資本金及び資本準備金に関する事項：
増加する資本金　　１億5,000万円
増加する資本準備金の額　　０円
⑥　募集株式は、裁判所の許可を得て管財人が指定する者に割当てる。

第３節　その後の募集株式の発行
１　管財人は、裁判所の許可を得て、後記第６節による変更後の定款第６条に定める発行可能種類株式総数に満つるまで、それぞれの種類の募集株式を発行することができる。但し、Ｂ種類株式は、管財人に割当てるものとする。
２　管財人は、裁判所の許可を得て、発行可能株式総数又は発行可能種類株式総数について変更後の定款第６条をさらに変更したうえ、前記１の定めを超える募集株式を発行することができる。
３　前記１又は２の場合における募集株式の割当ては、株主総会の特別決議を経ることなく、裁判所の許可を得て、管財人が行う。

第４節　配当の制限
会社更生手続中は、株主に対する配当を行わない。

第５節　株式の譲渡
取締役会は、会社法136条又は同137条の規定による譲渡の承認の請求があった場合には、その処置について、管財人の意見を聴かなければならない。この場合に管財人が意見を述べるには、裁判所の許可を得なければならない。

第６節　定款の変更
会社は定款の一部を別表16「定款変更表」記載のとおり変更する。

第７節　役員の選任
１　役員の選任
役員を次のとおり決定する。
⑴　取締役
山口　竹彦　当社管財人代理
森下　保壽　当社管財人代理
天本　哲二　当社常務執行役員　土木本部営業・総合評価統括
五関　直一　当社執行役員　建築本部副本部長
本野　正章　当社常務執行役員　東京支店長
天野　　秀　当社九州支店長
平塚　一夫　当社常務執行役員　水戸支店長
⑵　監査役
大橋　武之　当社常任顧問・常勤
八木　清文　当社管財人代理・非常勤
岩﨑　潤也　公認会計士・税理士・非常勤

２　代表取締役の選定
次の者を代表取締役に選定する。
東京都港区高輪四丁目24番25号―405
山口　竹彦
東京都品川区南品川六丁目15番５号―104
森下　保壽

３　会計監査人の選任
会計監査人は、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。

４　取締役・監査役の任期
前記１の取締役及び監査役の任期は、更生計画認可決定から平成22年３月31日までの事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

５　役員の変更、補充又は増員
前記４の任期内に役員の変更、補充又は増員の必要が生じたときは、裁判所の許可を得て管財人が選任又は選定する。ただし、変更又は補充により選任又は選定された役員の任期は前任者と同一期間とし、増員により選任又は選定された役員の任期は、他の役員の残任期間と同期間とする。
上記期間内に更生手続が終結した場合には、本章記載の新定款及び会社法の規定による。

６　役員の報酬
更生手続終結決定確定までの役員の報酬は、裁判所の許可を得て、管財人が決定する。

第８章　争いの落着しない権利に関する措置
更生債権における争いの落着しない権利については、管財人において和解または訴訟を遂行し、早期解決を図る。訴訟において和解を必要とするときは、裁判所の許可を得て行う。

第９章　弁済した更生債権
会社が、裁判所の許可を得て、更生手続開始決定日以降平成21年３月31日までに弁済した優先的更生債権(公租公課等)は88件、支払総額は約5,616万円であり、弁済した一般更生債権（少額債権等）は1296件、支払総額は約３億2,207万円である。

第10章　その他の事項
会社更生法第167条第１項第６号及び第７号に該当する事項はない。

別表１―１ないし16省略

東京地方裁判所民事第８部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２０年（再イ）第１０２６号
札幌市東区東苗穂13条３丁目20番５号
再生債務者　浅野　　晃
１　決定年月日時　平成21年９月24日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月15日まで
４　一般異議申述期間　平成21年10月29日から平成21年11月５日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第５９９号
札幌市西区宮の沢３条３丁目19番１―206号
再生債務者　池上美榮子
１　決定年月日時　平成21年９月24日午後２時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月15日まで
４　一般異議申述期間　平成21年10月29日から平成21年11月５日まで

札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再イ）第４１号
北海道苫小牧市大成町２丁目５番１号　グレシャスコート102号
再生債務者　森　　朋孝
１　決定年月日時　平成21年９月24日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月15日まで
４　一般異議申述期間　平成21年10月29日から平成21年11月５日まで

札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２１年（再イ）第６７号
青森市篠田２丁目14番６号
再生債務者　菊地　琴美
１　決定年月日時　平成21年９月24日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月15日まで
４　一般異議申述期間　平成21年10月22日から平成21年11月５日まで

青森地方裁判所民事部再生係

平成２１年（再イ）第１３６号
仙台市青葉区荒巻新明町４番８号
再生債務者　小野　守行
１　決定年月日時　平成21年９月17日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成21年10月15日まで
４　一般異議申述期間　平成21年10月29日から平成21年11月12日まで

仙台地方裁判所第４民事部